# 生計費調査の記載の仕方(見本)

	9	プリンター			
X	10	<b>パソコン(デスクトップ)</b>			
0	11	n° אבע (/-1)	1		
14	書	籍・他の刊行物			
	1	日刊新聞			
0	2	書籍(月購入冊数)	1/3		
15	教	養娯楽用品			
:	スポーツ用品				
	1	水着(男性用)			
	2	水着(女性用)			
	その他の用品				
	3	テレビゲーム機			
	4	携帯ゲーム機			
	5	ゲームソフト			
0	6	USB メモリー	2		
	7	切り花(月の購入 額)			

(	-	美容用品 品については1か月(	の量)
Ó	1	ヘアドライヤー	1
	2	電気カミソリ	
0	3	歯ブラシ(本)	1/2
0	4	ヘアブラシ	1/4
	5	カミソリ(個)	
ø	6	化粧石鹸 (個) /本	1/2
0	7	シャンプー (本)	1/2
0	8	リンス・トリートメント(本)	1/2
0	9	ボディシャンプー(本)	1/2
0	10	歯磨き粉(本)	1/3
0	11	化粧クリーム(個)	1/3
0	12	化粧水(本)	1/2
Ó	13	口紅(本) リップ	1/4
0	14	乳液(本)	1/2
0	15	ファンデ・ーション(個)	1/2

書いてもらえると分かりやすいです。

調査は2種類あります。①生活実態調査は難 しい項目はありませんが、②持ち物財調査は判 断に困るところがありますので、書き方の一例 を記しました。参考にしてください。

- \*持っている物の一番左に○を入れましょう。
- \*間違えたら二重線か×を。
- \*書籍、理美容用品など、個数なのか量なのか わかりづらいものがあります。

例えば歯ブラシ1本を2ヵ月で使用するとして、1ヵ月は2分の1本という記載です。

同様に、歯磨き粉は3ヵ月に1本。書籍の月購入冊数が3分の1ということは、3ヵ月に1冊程度ということになります。

- \*口紅と言っても、リップ型のものなど種類は 様々。よく使用しているものを余白に書いて もらえるとわかりやすいです。
- \*そのほか、電球(蛍 光灯)など、最近の マンションでは、「円 形シーリングタイ プ」(右写真)が多い と思います。余白に一言



## 音いてもりんるとカがりですいてす。

# 生計費調査の記載について 質問から

- \*60代以上は調査対象じゃないのか?
  - → すべての世帯が対象です。静岡では、高齢者の調査票から最低保障年金の運動に活用できる試算 結果が出せました。埼玉でもたくさん集まれば、そうした結果を出すことができます。

#### \*世帯の考え方はどうすればいいか?

→ 調査票に取り組む方が判断してください。例えば 2 世帯で住んでいたとしても、夫婦と子どものみで「持ち物財」を回答できるのであれば、そのように記載(夫婦と子ども世帯の回答)をしてくれれば分析の段階で判断させていただきます(この場合の家賃やローン額などは試算への影響はほとんどありません)。

### \*ペットは持ち物財に入らなくていいか?

→ 全体として 7 割以上の個人(世帯)が持っているものが調査の対象となりますが、ペットを持つ 人が現在も(過去も)7割を超えていないため、最初から数える項目に入れておりません。持ち物 財の項目が一般的なものに集中しているのはそうした理由です。

#### \* 問 31 と 問 32 で、 回答欄の 囲み 位置 が 逆 で は な い か ?

→ その通りです。誤植です。申し訳ありません。問 31 については、上の口は何も書かなくていいです。 問 32 は、1 か 2 のどちらかに $\bigcirc$ をうってください。

### \*夫婦の場合、収入は2人分(共働き)を前提にするのか、1人分の収入をもとにするのか?

- → 調査票の3ページにもよくある質問への回答が載っています。ここのQ1になります。世帯の実態を知りたいので、夫婦2人の場合は、2人分の収入でご回答ください。そして問8は6番「あなた夫婦のみ」と回答いただくことになります。この場合、大変ですが、持ち物財は2人の持っているものを書きこんでもらいます。
- → 問 4「あなたの 1 ヵ月の賃金は……」、問 5「あなたの世帯の年間の収入は……」とありますように、「あなた」個人に質問しているところと、「あなたの世帯」と複数を対象に質問している項目がありますので、ご注意ください。

#### \*問31は回答が難しいです。どこまで厳密に答える必要がありますか?

→ 問 10、問 29、問 31、問 32 については回答が面倒で難しいと思います。これらの項目は、最終的に統計結果や合意形成会議等をおこなって算出するため、「参考値」として必要なところです。およその金額で結構です。

#### \*質問項目は前回(2016年時)と変えているのか?

→はい。前回の質問には、「勤続年数」「勤務先の事業所規模」「世帯人員」「夕食について」「子どもが通っている大学」など全体で 48 項目ありました。今回、増やしたのは、「問 33 理美容」や「問 35 サブスクリプション」「問 36 奨学金」など時代に合わせたものが中心です。理美容については、合意形成会議で決めていましたが、多種多様なため、全体にも尋ねた方が良いとの判断で、今回から質問に加えています。

#### \* 持ち物財調査の品物の表現が古い

→すみません。今後の申し送り事項とします。

### \*質問についての回答を全体で共有できるように、ホームページへの掲載はできないか?

→ 埼労連ホームページのトップページ「新着トピックス」の「賃金」のところに順次、掲載するようにいたします。